

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を平成4年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月26日から同年8月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間も同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和55年6月23日から平成4年6月25日までの期間においてC社に、申立期間を含む平成4年6月26日から17年1月30日までの期間については、同社から独立したB社に継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人は申立期間の給与明細書等、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料等は所持していないものの、申立期間当時、申立人と同じ業務に従事し、同様の勤務形態であったと推認される同僚の所持する平成4年6月分の給与明細書において、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当該同僚が所持するC社（申立期間前）及びA社（申立期間以降）のそれぞれの事業所で使用されていた給与明細書の形状等は一致しており、両事業所における給与支払事務の継続性が認められる上、当該同僚は、「退職

金や厚生年金保険については、会社が変わっても継続するとの約束があった。」と供述していること等から判断すると、当該同僚が給与明細書を所持していない期間（申立期間のうちの平成4年7月）についても、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年8月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が適用事業所となったのは平成4年8月1日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、同僚の供述等から推認できる従業員数及び業種から、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 29 日から 37 年 8 月 20 日まで

私は、申立期間において、A社で勤務していたが、故郷に帰りたくなったので同社を退職した。国の記録では、申立期間について、脱退手当金を受け取ったこととされているが、受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求期間の事業所と申立期間の事業所の事業内容は同一であるとともに、未請求期間は 25 か月間と、申立期間とほぼ同程度の期間である上、申立人は、未請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 6 月 27 日）の 2 日後に A 社において同資格を取得しており、未請求期間についても厚生年金保険に加入していたことを認識していたことをうかがわせる供述をしていることを踏まえると、申立人自身が脱退手当金を請求した際にこれを失念するとは考え難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日が同一の被保険者について、いずれも脱退手当金の支給決定日が一致しないこと、及び申立人と同日に資格を喪失した同僚のうち一人は、申立人が脱退手当金未請求と記録されている期間について、申立人と同一の事業所において厚生年金保険に加入し、申立人とほぼ同時期に A 社において厚生年金保険に再加入していたことが確認できるところ、当該同僚につい

ては前職における厚生年金保険加入期間も含めて脱退手当金の支給決定が行われているが、申立人は未請求期間が存在しており、同様の請求が行われていなかったものと考えられることから、事業主による代理請求が行われた可能性は低いものと考えられる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各4ページに記載されている178人の厚生年金保険被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日（昭和37年8月20日）の前後2年以内に資格を喪失し、資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給記録が有る女性は申立人を含め19人であるところ、申立人以外の18人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有る一方、申立人には「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和55年8月に婚姻を契機にA県B町（現在は、C市）に転居した。転居後は、国民年金保険料を地区の区長を通じて納付していたが、56年4月からの1年間の保険料については送付されてきた納付書でも納付してしまい、国民年金保険料を重複して納付した。家計簿にある区長に国民年金保険料を渡した日付と申立期間に係る「国民年金保険料納付通知書および領収証書」の日付も相違している。

国民年金保険料が還付された記憶は無いので、重複納付をした保険料について還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する申立期間に係る「国民年金保険料納付通知書および領収証書」（以下「納付書」という。）に記載された銀行領収日と、家計簿に記載された区長に申立期間の保険料を渡したことを示す日が別の日付であることをもって、申立期間に係る国民年金保険料が重複納付されていると主張している。

しかしながら、C市は、申立期間当時、国民年金保険料の集金の業務に当たっていた区長が、集金した保険料を後日まとめて銀行で納付していたため、区長への保険料納付日と銀行領収日が異なる日付となることは通常であった旨説明しているところ、申立人自身が所持する申立期間に係る納付書の銀行で納付した領収日付（4回）と56年4月以降の家計簿に記載された区長に国民年金保険料を渡した日付（4回）は、いずれも近い日付であることを踏まえると、

日付が異なっていることに不自然さはみられない。

また、仮に申立人の主張する重複納付があった場合、申立期間の納付行為は4回に及び、行政が4回とも還付手続を失念したとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を手渡ししていたとする地区の区長は、既に死亡しており、申立期間当時の保険料の納付状況等を聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は、昭和45年11月に結婚し、A県B市に居住したが、B市役所から同年4月から同年6月までの国民年金保険料の未納のはがきが届き、妻が同年12月24日に未納保険料の750円をB市役所で納めた。翌46年の2月に入院していた妻の見舞いに来てくれた父が、その足でB市役所まで行き、46年4月から同年6月までの国民年金保険料を納めてくれたことをはっきりと記憶している。

年金の請求手続に社会保険事務所（当時）に行った際、「申立期間は未納である。」とか「重複納付が見つかったので保険料を還付する。」などの説明を受けたが、父は申立期間の保険料を納付したものであり、仮に他の期間に重複納付されていたのであれば、それは役場が不適切な事務処理を行ったことによるものであるので、その保険料は申立期間の保険料に充てられるべきである。

申立期間の国民年金保険料を納付していると約40年間信じていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和46年2月に納付したと主張しているところ、申立人の所持する領収証により、45年12月24日に同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、国民年金手帳により、当該期間の国民年金保険料を46年2月24日に再度納付していることが確認できることから、申立人の父親が納付したとする

保険料は当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

また、重複して納付された前述の国民年金保険料については、重複納付が明らかとなった時点において既に時効により充当処理ができないことから、C年金事務所において、平成21年8月25日に、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料について還付決議が行われている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月、平成元年4月及び同年5月並びに5年11月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月
② 平成元年4月及び同年5月
③ 平成5年11月から6年1月まで

申立期間①は、働きながら通っていた学校を卒業後、別の会社に就職するまでの期間で、母の勧めで国民年金保険料を銀行で納付した。申立期間②と③は、転職した時で、A市内にある銀行で国民年金保険料を納付したと記憶している。

厚生年金保険から国民年金への切替えについては、いつも気を付けていたので、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③当時、申立人が居住した市において、申立人が国民年金に加入していたこと及び、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間後に申立人が居住したB市における国民年金被保険者名簿によると、申立人は平成13年10月に国民年金の加入手続を行っていることが確認できるとともに、オンライン記録において、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格取得の記録が同年11月8日に追加されていることが確認でき、当該加入手続を行った時点において、申立期間①、②及び③は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。